

消防予第 144 号
令和 4 年 3 月 31 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁予防課長

消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について（通知）

消防法施行令の一部を改正する政令（令和 4 年政令第 134 号）による改正後の消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号。以下「令」という。）、消防施行規則の一部を改正する省令（令和 4 年総務省令第 28 号）による改正後の消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号。以下「規則」という。）及び畜舎等に係る基準の特例の細目（令和 4 年消防庁告示第 2 号。以下「告示」という。）の運用について、下記のとおり留意事項をまとめましたので通知します。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対し、この旨周知していただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言であることを申し添えます。

記

1 特例の対象とする畜舎等の取り扱い

- (1) 規則第 32 条の 3 第 1 項の「堆肥舎」は、家畜の排せつ物からバイオマス燃料等の可燃物を製造し又は保管する施設、排せつ物を加熱処理する施設については、該当しないものであること。
- (2) 告示第 2 第 1 号(2)イ(ロ)の「仮眠その他の就寝の用に供する部分」とは、仮眠その他の就寝の利用を目的とした室（（例）仮眠室）のほか、当初は別の目的での利用を想定していたものの当該居室を使用していく過程で仮眠その他の就寝の利用が常態化した室（（例）寝具用の毛布等が常備されるなど仮眠その他の就寝の利用が常態化した室）についても、これに該当するものであること。ただし、休憩室に防寒用の毛布等が置かれている状態だけでは、これに該当しないものと取り扱うものであること。
- (3) 告示第 2 第 1 号(2)イ(ハ)における「多量の火気を使用する部分」に

については、令第 13 条第 1 項の「多量の火気を使用する部分」と同義であること。

なお、取り扱いについては、「電気設備が設置されている部分等における消火設備の取扱いについて」（昭和 51 年 7 月 20 日付け消防予第 37 号）第 2 によらねたいこと。

2 各消防用設備等の特例基準の取り扱い

(1) 消火器具に関する事項

ア 次の部分は、告示第 3 第 2 号の「専ら家畜の飼養又は家畜排せつ物の処理若しくは保管の用に供する部分」に該当しないものであること。

(ア) 通路部分（家畜専用の通路となる部分を除く。）

(イ) 畜産経営に関する執務又は作業、飼料若しくは敷料又は農業用機械の保管その他これらに類する目的のため使用の用に供する部分（当該部分に至る廊下等の共用部分を含む。）

(ウ) 排せつ物の保管の用に供する部分のうち、梱包等の作業を行うための機械等が設けられ又は梱包材等の可燃物が保管されている部分

イ 消火器具の具体的な設置場所については、必要に応じて、畜舎等の関係者と管轄の消防本部とで協議し、個々の畜舎等の実態を踏まえたものとされたいこと。

(2) 自動火災報知設備に関する事項

規則第 23 条第 4 項第 1 号の規定により、外部の気流が流通する場所で、感知器によっては当該場所における火災の発生を有効に感知することができない部分等には、感知器の設置は要しないことに留意の上、感知器を設けるべき場所については、必要に応じて、畜舎等の関係者と管轄の消防本部とで協議し、個々の畜舎等の実態を踏まえたものとされたいこと。

(3) 消防用水に関する事項

ア 告示第 3 第 5 号（3）ロ（ロ）の「これに類する部分について」としては、煙を有効に排出できる天井近くの壁面等がこれに該当するものであること。

イ 規則第 32 条の 3 第 4 項の規定にかかわらず、「消防用設備等の設置単位について」（昭和 50 年 3 月 5 日付け消防安第 26 号）により、別の防火対象物（別棟）と取り扱われるものについては、引き続き、別の防火対象物（別棟）と取り扱うものである。

3 その他

(1) 消火器の使用方法や火災時の避難、消防機関への通報等について、訓練を計画的に実施し、初動対応等の実効性を高めていくことが有効であること

と。

- (2) 大規模な畜舎については、火災時の迅速かつ効果的な消防活動のため、必要に応じ、管轄の消防本部において、畑地かんがい用水や家畜の飲料用の貯水槽等の活用を含む消防水利などの利活用について当該畜舎の関係者と協議し、個別の畜舎に関する活動方針や計画を定めておくことが有効であること。この場合において、畜舎等の関係者が過大な投資を伴うことのないよう留意されたいこと。
- (3) 畜舎等における消防用設備等の設置に係る特例基準に関するリーフレットの電子データを、消防庁ホームページに掲載するので、必要に応じ、ダウンロードして活用されたいこと。

(URL : <https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/prevention001.html>)